

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 兵庫県 相生市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
5,253	2,626	298	8,177

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	12,284	11,792	403	349	773	16,654	
看護専門学校特別会計	144	144	0	0	89	9	
一般会計等	12,339	11,936	403	349		16,663	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,659	3,603	56	56	226	—	—	
老人保健医療特別会計	3,385	3,377	8	8	266	—	—	
介護保険特別会計	1,970	1,927	43	43	272	—	—	
公共下水道事業特別会計	3,737	3,737	0	0	1,268	20,681	16,876	
農業集落排水事業特別会計	397	397	0	0	319	4,841	4,047	
病院事業会計	670	739	△ 69	△ 18	141	30	21	法適用
公営企業会計等 計				89		25,552	20,944	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づきものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
安室ダム水道用水供給企業団	—	—	—	1	—	1,412	428	法適用
西播磨水道企業団	1,107	1,042	65	588	—	1,605	—	法適用
赤相農業共済組合	42	36	6	75	—	—	—	法適用
兵庫県後期高齢者医療広域連合	2,272	1,964	308	308	—	—	—	
一部事務組合等 計				589		3,017	428	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
相生市土地開発公社	1	466	5	—	—	1,553	—	—	
(株)あいおいアクアポリス	12	86	435	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			440	—	—	1,553	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,598	
減債基金		245	
その他充当可能基金		1,997	
充当可能基金 計		3,840	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.48	4.27	0.79	△ 13.70	△ 20.00	公共下水道事業特別会計		—	
連結実質赤字比率		5.35		△ 18.70	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計		—	
実質公債費比率	19.8	16.1	△ 3.7	25.0	35.0	病院事業会計		△ 3.5	
将来負担比率		203.0		350.0					
財政力指数	0.58	0.59	0.01						
経常収支比率	95.4	96.2	0.8						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△ 20%である(公営競技は0%)。